

都道府県・ 政令指定都市名	09 静岡市
------------------	--------

時点：2021年4月1日（特に記述のある場合を除く）

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総合的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	市民局男女共同参画課
担 当 職 員 数	5 人 (専任 5 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	静岡市男女共同参画推進会議
設 置 年 月 日 (西 曆) ・ 根 拠	2003年4月23日 根拠： 静岡市男女共同参画推進会議設置要綱
長 の 役 職	市長

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

機 関 ・ 会 等 の 名 称	静岡市男女共同参画審議会
設 置 年 月 日 (西 曆)	2003年6月23日
構 成 員	15 人 (女性 8 人、男性 7 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 (西 曆)	2015 年 4 月 ~ 2023 年 3 月
名 称	第3次静岡市男女共同参画行動計画
改定・見直しの予定時期	2022年度 未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	2
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成	

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	静岡市男女共同参画推進条例
	公 布 日(西 曆)	2003年4月1日
	施 行 日(西 曆)	2003年4月1日
	最 終 改 正 日	2014年12月12日
	改 正 内 容	組織機構の改正
改正が予定されている場合、改正予定時期(西曆)： 年 月		
無の場合	1. 制定等について検討中 具体的な状況：	
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

調査時点コード		1:2021年4月1日	2:その他(西曆)
目 標 値	(西曆) 2022 年度まで	40 %	
根 拠	第3次静岡市男女共同参画行動計画		
目標設定の対象である審議会等の範囲	行政委員で構成されている審議会、地権者で構成されている審議会、必要に応じて委嘱する審議会は、対象外としているが、それ以外の審議会は対象としている。		
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(125)うち女性委員を含む審議会等数(113) 延総委員等数(1,576)延女性委員等数(470) 女性比率(29.8)
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(125)うち女性委員を含む審議会等数(113) 延総委員等数(1,576)延女性委員等数(470) 女性比率(29.8)
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(19)うち女性委員を含む審議会等数(18) 延総委員等数(504)延女性委員等数(128) 女性比率(25.4)
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(6)うち女性委員を含む審議会等数(6) 延総委員等数(46)延女性委員等数(11) 女性比率(23.9)
目標値以外の目標設定			
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1 有の場合、1. 公表 2. 非公表 2
	人材名簿がある場合	掲載人数	545 人 (2021 年 3 月現在)
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	1
		委員の公募(1. 有 2. 無)	1
		そ の 他	()

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

調査時点コード		1:2021年4月1日	2:その他(西曆)										
管理職総数	(人) (A)=(G+E+G)	うち女性 管理職数 (人) (B)=(D+F+H)	女性比率 (%) (B/A)	女 性 管 理 職 の 内 訳									
				部長長相当職			次長相当職			課長相当職			
				(人)	うち女性 数(D)	女性 比率(%)	(人)	うち女性 数(F)	女性 比率(%)	(人)	うち女性 数(H)	女性 比率(%)	
本庁	計	291	24	8.2	71	4	5.6	43	3	7.0	177	17	9.6
	うち一般行政職	211	18	8.5	57	3	5.3	32	2	6.3	122	13	10.7
支庁・地方事務所等	計	163	36	22.1	17	1	5.9	16	4	25.0	130	31	23.8
	うち一般行政職	63	7	11.1	7	1	14.3	4	0	0.0	52	6	11.5
全体	計	454	60	13.2	88	5	5.7	59	7	11.9	307	48	15.6
	うち一般行政職	274	25	9.1	64	4	6.3	36	2	5.6	174	19	10.9
再掲	警察関係	0	0										
	教育委員会	22	2	9.1	4	0	0.0	2	0	0.0	16	2	12.5

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2021年4月1日			2:その他(西暦)		
		課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
		本庁	計	226	19	8.4	292
	うち一般行政職	149	13	8.7	217	32	14.7
支庁・地方事務所等	計	210	76	36.2	322	139	43.2
	うち一般行政職	54	16	29.6	78	24	30.8
全体	計	436	95	21.8	614	185	30.1
	うち一般行政職	203	29	14.3	295	56	19.0
再掲	警察関係						
	教育委員会	41	6	14.6	15	5	33.3

問7-3 新規昇任者数(2020年4月1日～2021年3月31日)

		課長相当職			課長補佐相当職			係長相当職		
		(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
本庁	計	37	2	5.4	33	4	12.1	41	5	12.2
	うち一般行政職	33	2	6.1	25	2	8.0	33	4	12.1
支庁・地方事務所等	計	14	7	50.0	18	11	61.1	15	7	46.7
	うち一般行政職	8	1	12.5	12	6	50.0	5	1	20.0
全体	計	51	9	17.6	51	15	29.4	56	12	21.4
	うち一般行政職	41	3	7.3	37	8	21.6	38	5	13.2
再掲	警察関係									
	教育委員会	2	0	0.0	4	2	50.0	0	0	

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長級	○					○	◎				
補佐級	○					○	◎				
係長級	○		○			○	◎				

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2020年4月1日～2021年3月31日)

	全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験	445	68	15.3
昇格試験	738	217	29.4

問7-6 女性公務員の採用状況(2020年4月1日～2021年3月31日)

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全体	273	159	58.2
うち上級	127	66	52.0
うち一般行政職	94	44	46.8
うち上級	70	34	48.6
うち警察関係			
うち上級			

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規則名	静岡市職員旧姓使用取扱要綱
該当部分の条文(本文)	第1条 この要綱は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が改姓(婚姻その他の事由により、戸籍上の氏を改めることをいう。以下同じ。)をした後も引き続き改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を職務上使用することについて必要な事項を定めるものとする。

問7-9: 防災・危機管理部局(消防・防災・国民保護・危機管理担当を含む。ただし、出先機関は除く。)への女性職員の配置状況

調査時点コード 1:2021年4月1日 2:その他(西暦)

防災・危機管理部局職員数(人)	うち女性		うち管理職数(人)	うち女性	
	数(人)	比率(%)		数(人)	比率(%)
1067	7	0.7	85	0	0.0

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	静岡市女性会館		愛称・通称	アイセル21(複合施設の愛称)	
設置年月日(西暦)	1992年6月17日		施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号: 420-0865 住 所: 静岡市葵区東草深3-18 電話番号: 054-248-7330 FAX番号: 054-246-7833 ホームページ: https://aice21.jp/				
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名:) ○ 指定管理者(名称: 特定非営利活動法人男女共同参画フォーラムしずおか) その他() 2. 事業運営 直営(担当部局名:) ○ 指定管理者(名称: 特定非営利活動法人男女共同参画フォーラムしずおか) その他()				
職 員 数	常勤	11 人、	非常勤	8 人	予算額 2021年度 100,556 千円
主な事業 〔男女共同参画・女性に関するもの〕 ※ 実施しているもの:○	○ 1. 広報啓発(主な事項 情報誌の発行、HP、SNS(Facebook, Twitter)) ○ 2. 講座(主な事項: 各種講座の開催) ○ 3. 相談事業(主な事項 総合相談(電話相談、面接相談)、法律相談、キャリア相談、にじいろ電話相談 ※家計相談) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項: 図書コーナーの運営、情報誌の発行(再掲)) ○ 5. 苦情処理(主な事項) ○ 6. 交流促進(主な事項 登録団体活動発表会、女性会館利用者トークサロン) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項:) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項:) ○ 9. 調査研究(主な事項) ○ 10. その他(主な事項:)				

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)		出資者	

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1	1. 有 問10-2 しずおか女性の会、静岡市しみず女性の会、ゆい女性の会、 2. 無 名称等: 静岡市女性団体連絡会	加盟団体数	51
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	1	1. 有 2. 無	会 員 数	約2878
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの:○	○ 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 ○ 4. その他 { 内容: 講演会、防災講座等の開催 }			

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

1. 担当者連絡会議の開催	}
2. 市区町村職員研修会の開催	
3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催	
4. 関係情報の収集提供	
5. 審議会等女性登用の働きかけ	
6. 補助金等の交付 { 名称: } 概要: }	
7. その他 { 内容: }	

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

○ 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施
○ 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
○ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
○ 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

○ 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
2. 研修受講職員の男女比を配慮
3. その他 { 内容: }

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2020年度予算 (千円)	2021年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	107,672	112,476	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.03 %	0.03 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
	(5) その他(内容:	

↓ (具体的に実施している内容:○)

具体的項目	問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
	1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他公共調達における男女共同参画等項目の設定
① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得				
② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○			
③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○			
④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得				
⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目				
⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)				
⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
⑩ 短時間正社員制度の導入				
⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)				
⑬ その他				

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		2	1
選定等の基準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		
	3 役員に占める女性割合に関する項目		○
	4 管理職に占める女性割合に関する項目		○
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組		○
	6 その他「登用促進等」に関する項目		○
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組		○
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組		○
	9 短時間正社員制度の導入		○
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組		○
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		○
	12 その他		

→	「企業の登録・認定・認証制度」の具体的名称	
→	「企業の表彰制度」の具体的名称	静岡市多様な人材の活躍応援事業所表彰(3~11)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 有	1	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的名称	静岡市女性活躍推進協議会
2 現在は無いが、今後検討する			上記以外の具体的名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	2	1. 有 2. 無	問17-1 名称
問17-1 公表周期	1. 定期	2. 不定期	定期的場合 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()		

問18-1 令和2年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・男女共同参画情報誌pas a pas(パ・ザ・パ)の発行 ・中学生用副教材の作成、配布	男女共同参画の推進に関する情報の発信 中学生を対象として男女共同参画啓発用副教材を作成し、市立中学校及び希望する国・県・私立中学校に配付	年1回発行 市内中学校45校	12月発行予定 令和3年7月上旬配付予定
2. 表彰 ・しずおか女子きらっ☆ブランド認定事業	"女性により企画・開発された商品を「しずおか女子きらっ☆プロジェクト認定商品」として認証し、女性活躍の好事例として市HP等にてPRする。"	8社以上	(募集)令和3年6月1日から8月27日まで (認定)令和3年10月予定 (表彰)令和4年1月予定
3. 講座 ・学校出前講座	小学校、中学校向け出前講座	小学校7校、中学校13校	令和3年7月から令和4年3月
4. 相談事業 ・女性のための総合相談 ・女性のための法律相談 ・メンズほっとライン静岡(男性電話相談) ・にじいろ電話相談 ・女性のための就職・転職・キャリア相談 ・女性相談プラットフォーム運営事業 ・にじいろ個別相談	相談内容: 家族関係、夫婦問題、その他人間関係など女性の悩みに関する相談 相談方法: 電話(054-248-1234) 相談内容: 女性をとりまく法律問題に関する弁護士相談 相談方法: 面談(予約制) 相談内容: 男性の悩みを対象にした相談 相談方法: 電話(054-274-0105) 相談内容: セクシュアリティや性別の違和などに関する相談 相談方法: 電話(054-248-2216) 相談内容: 40代以下の女性を対象に、就職・転職に関する相談やキャリアアップに関する相談を女性のキャリアコンサルタント(国家資格)が受ける。 相談方法: 面談(予約制) ・相談者の自立に結び付くサポートとして関係機関や民間サービスへの同行支援。 ・困難を抱える女性のための居場所兼サポート窓口を女性会館に開設。 セクシュアリティや性別違和などの悩みについて、面談により個別に相談に応じる。 相談方法: 面談(予約制)	① 毎週火・水・金曜日 10:00～13:00、 14:00～18:00 ② 毎週木曜日 14:00～20:00 ③ 毎週土曜日 10:00～13:00 毎月第1土曜日、 第3木曜日 14:00～17:00 (1回30分) 毎月第2、4火曜日 19:00～21:00 毎月第2土曜日 14:00～17:00 毎月第3水・金、土 10:30～11:20、 13:30～14:20 ・関係機関への同行支援: 年間24時間 ・居場所兼サポート窓口の開設: 令和3年4月～令和4年2月 (12回)10時～16時 (4、5月は午後のみ) LGBTQ当事者、そうかもしれない人	① 毎週火・水・金曜日 10:00～13:00、 14:00～18:00 ② 毎週木曜日 14:00～20:00 ③ 毎週土曜日 10:00～13:00 毎月第1土曜日、 第3木曜日 14:00～17:00 (1回30分) 毎月第2、4火曜日 19:00～21:00 毎月第2土曜日 14:00～17:00 毎月第3水・金、土 10:30～11:20、 13:30～14:20 ・関係機関への同行支援: 年間24時間 ・居場所兼サポート窓口の開設: 令和3年4月～令和4年2月 (12回)10時～16時 (4、5月は午後のみ)
5. 情報収集・提供 ・図書コーナー運営	男女共同参画に関する図書、情報資料等の収集及び提供		9:00～19:00(第2、4月曜日、年末年始(12月28日～1月4日)を除く)
6. 苦情処理 ・静岡市男女共同参画審議会	静岡市が行う施策の中で、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められるものがあるとき		随時

7. 交流促進 ・施設利用者懇談会の開催	利用者懇談会(トークサロン)	女性会館利用者	不定期
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ダイバーシティin静岡(女性活躍異業種交流会)	市内企業、団体の女性社員又は人事労務担当者を対象とした異業種交流会を開催(講演、グループディスカッション)	市内企業26社	年3回(9月から3月予定)
9. 国際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・男女共同参画に関する市民意識調査	静岡市男女共同参画行動計画等の次期計画策定に係る意識調査	18歳以上の市民2500人(無作為抽出)	令和3年6月
・女性の労働実態調査	女性の就労継続に向けた課題整理・分析	市内500事業所、従業員2000人	令和3年7月
11. その他 ・DV被害者対応研修	DVをテーマにした職員研修の開催	市職員約50名	令和4年2月予定
・LGBTQ研修	LGBTQをテーマにした職員研修(eラーニング)の開催	所属長約60人	令和3年5月
・静岡市男女共同参画審議会	計画の進捗管理・評価、市長から諮問を受け、答申等を行う	男女共同参画審議会委員15名	令和3年7月～令和4年3月(3回)
・メンターカフェ	各回ごとにテーマを設定し、身近な先輩(メンター)から直接アドバイスを受けられる場を提供する	市内に在住、通勤、通学をしている女性対象(15名対象2回、40名対象1回)	令和3年9月～令和4年2月予定(3回)
・静岡市女性活躍推進協議会(しずおか女子きらっ☆応援会議)	行政・経済団体等による官民連携会議。しずおか女子きらっ☆プロジェクトの進捗管理と事業検討を行う。	協議会委員14名	令和3年7月
・指定管理関係事務	静岡市女性会館の管理運営業務について専門性を有する指定管理者に行わせ、指導や助言、また事業評価等を行う		通年
・地域女性団体活動推進事業	①地域女性活躍推進交付金 ②地域女性団体活動推進事業委託	①1団体 ②3団体	①1回/年 ②令和3年8月～令和4年1月に各種講座等を開催
・静岡市男女共同参画専門相談委員	”相談内容:性別による差別で人権が侵害された場合 相談方法:電話(053-221-1349)		毎週月～金曜日 8:30～17:15
・にじいろカフェ	当事者やその家族等が気軽にお茶しながらおしゃべりできる交流会	LGBTQ当事者、そうかもしれない人、支援者等	原則毎月第4日曜日13:30～16:00
・LGBTQ研修	LGBTQをテーマにした職員研修の開催	窓口対応職員約30人	未定

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

議 会 名	静岡市議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 欠席事由として明記した規定がある。 2. 欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1	
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間 【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	3	
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。 3. その他	2	
規 則 名	明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他()	2	
規 則 名	明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定の有無	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4 明記した規定がなく、過去に事例がない。		
配偶者の出産	2		
育児	2		
家族の看護	2		
家族の介護	2		
疾病	2		
その他	4		
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4	
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4	
議会におけるハラスメント防止に関する取組	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	3	
行っている取組	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている。 4. その他 ()		
規 則 名	明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	3	
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	2	
規 則 名	条文本文		
政治分野の男女共同参画のために実施していること			

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

3	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等) (不明等)	
計画、指針名		
該当部分の規定		

調査時点コード: 1

1. 2021年4月1日 2. その他(西暦)()

1. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
	1 市町村防災会議(会長を含む)	45	4	8.9	
	市町村防災会議(委員のみ)	44	4	9.1	
	2 民生委員推薦会	14	1	7.1	
	3 国民健康保険事業の運営に関する協議会	13	1	7.7	
×	4 地方社会福祉審議会				
	5 土地利用審査会	6	2	33.3	
	6 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	15	6	40.0	
×	7 公害健康被害認定審査会				
×	8 地方港湾審議会				
×	9 土地区画整理審議会				
	10 建築審査会	7	3	42.9	
	11 開発審査会	7	3	42.9	
	12 市町村都市計画審議会	20	2	10.0	
	13 介護認定審査会	217	74	34.1	
	14 精神医療審査会	18	4	22.2	
	15 市町村国民保護協議会	34	3	8.8	
	16 地方独立行政法人評価委員会	6	1	16.7	
	17 感染症診査協議会	5	2	40.0	
×	18 市街地再開発審査会				
	19 障害支援区分認定審査会	35	15	42.9	
×	20 児童福祉審議会				
	21 行政不服審査会	5	2	40.0	
	22				
	23 静岡市健康福祉審議会 民生委員審査専門分科会	7	2	28.6	
	24 静岡市健康福祉審議会 身体障害者福祉専門分科会	5	2	40.0	
	25 静岡小児慢性特定疾病審査会	3	0	0.0	女性の学識経験者が見つからないため。団体による推薦のため。
	26 静岡市指定難病審査会	39	1	2.6	
	27				
	合 計	501	128	25.5	
	女性委員0の審議会数	1			

2. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数等

	委員会等名	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	2	50.0	
3	人事委員会又は公平委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	2	1	50.0	
5	農業委員会	20	2	10.0	
6	固定資産評価審査委員会	12	3	25.0	
	合 計	46	11	23.9	
	女性委員0の委員会数	0			